

(様式1)



山口市

報道資料

平成30年3月6日

1 件名	「空き家×交流」～空き家活用コンペティション事業～ 交流事業の開催について
2 日時	平成30年3月9日(金)から12日(月)まで 10時00分から17時00分まで
3 場所	CLASHOUSE リノベーションギャラリー 山口市仁保中郷 2142
4 内容	<p>昨年9月に「空き家×交流」～空き家活用コンペティション事業～において、優秀賞に選定された2点の内、株式会社クラスハウスが実施される「空き家に innovation. リノベーションで移住、定住者を増やす。」事業の交流事業として、「ワークショップ&臼杵裕世・臼杵万理実 絵画2人展」が下記の開催内容及び日程で行われます。</p> <p>ワークショップ&臼杵裕世・臼杵万理実 絵画2人展</p> <p>【展示】 期間：平成30年3月9日(金)から12日(月)まで 10時00分から17時00分まで 場所：CLASHOUSE リノベーションギャラリー (山口市仁保中郷 2142)</p> <p>【ワークショップ】 内容：臼杵万理実さんが、木切れを使って工作するワークショップを行います。 日時：平成30年3月11日(日) ①11時～12時 ②13時～14時 対象：年中から小学6年生まで (年少は保護者同伴) 参加費：1,000円+材料費150円 ※事前にお申込ください。</p> <p>【注意点】 ※自動車でお越しの方は、駐車場に限りがありますので、仁保地域交流センターをご利用ください。 ※自転車でお越しの方は、近隣の迷惑にならないように駐車してください。 ※住宅地にありますので、近隣の方に迷惑にならないように配慮をお願いします。 ※「空き家×交流」～空き家活用コンペティション事業～の内容については、別添のとおりです。</p>
5 主催者	株式会社クラスハウス TEL 083-929-1068 (リノベーションギャラリー直通)
6 問い合わせ	地域生活部 定住促進課 (担当：杉本・大谷) TEL 083-934-4646

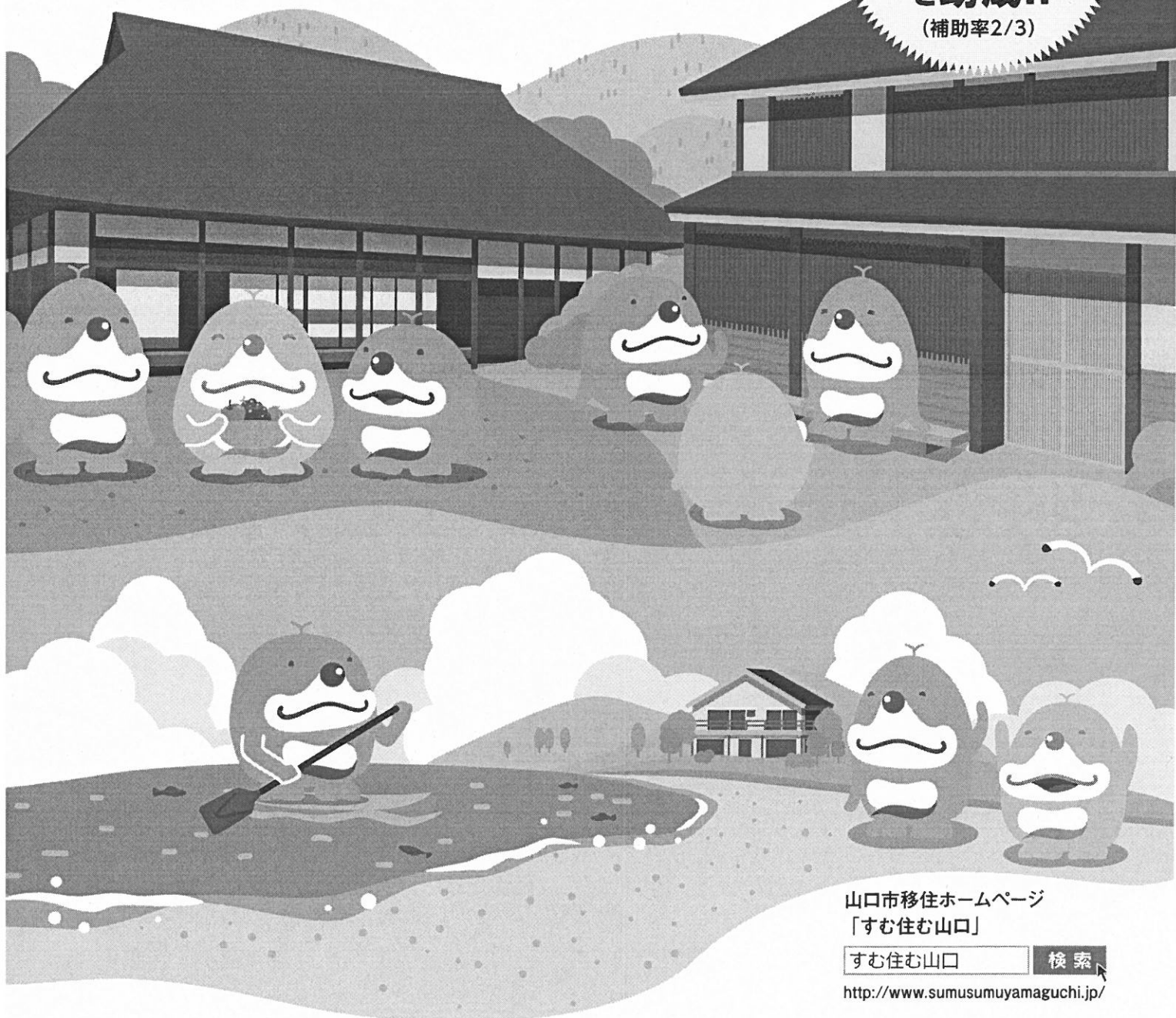
空き家×交流

～空き家活用コンペティション事業～
プロジェクト募集!!

外国人や移住希望者などを対象にしたゲストハウス、
地域の魅力を活かしたコミュニティカフェなど…、
あなたのアイデアで山口市に新たな交流の場を創りませんか？

募集期間：平成29年6月1日（木）～7月31日（月）

優秀事業には
最大 **150万円**
を助成!!
(補助率2/3)



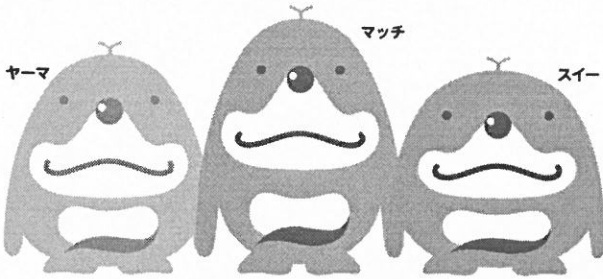
山口市移住ホームページ
「すむ住む山口」

すむ住む山口

検索

<http://www.sumusumuyamaguchi.jp/>

あなたのアイデアで、 空き家を交流の場に。



山口市移住・定住キャラクター 移獣スムスム

本事業は山口市にある空き家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を創出することで、山口市の魅力を感じていただき、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るものです。

応募いただいた提案の中から優秀賞2点の表彰を行い、提案内容を実現するために必要な経費の一部(改修事業+交流事業)、最大150万円(補助率2/3)を助成します。

募集内容

以下のいずれも満たすものを対象とします。

山口市の空き家または空き店舗を活用した、新たな交流を創出する提案

- ① 山口市内の空き家または空き店舗を活用すること。
- ② 市外県外からの交流人口の増加に繋がる取り組みであること。
- ③ 山口市ならではの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資すること。
- ④ 本補助金のほかに、山口市、国、県及びそれに準ずる団体から補助金を受けていないこと。

応募資格

以下のいずれも満たす個人又は団体を対象とします。

- ① 3年以上継続して事業を実施する意思があること。
- ② 社会貢献等の目的を持って事業を実施しようとする事。
- ③ 政治活動及び宗教活動を目的としないものであること。
- ④ 市税の滞納のないこと。
- ⑤ 暴力団又はその傘下組織ではないこと。

対象物件

事業で活用する空き家又は空き店舗は、下記のすべての要件を満たす物件とし、申請者自身で準備してください。

- ① 本市の区域内に存する空き家又は空き店舗であること。
- ② 現に人が居住せず、原則として1年以上使用していないこと。
- ③ 戸建て又は長屋建て住宅(住宅以外の用途を兼ねるものを含む。ただし、重層長屋を除く。)であること。
- ④ 本補助金の交付の対象となる工事等(以下「補助対象工事等」という。)に、現に着手していないこと。
- ⑤ 補助対象工事等と同一の箇所の工事等に対して、平成29年度以前に国又は地方公共団体からの補助を受けていないこと。
- ⑥ 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
- ⑦ 不動産業を営む者又は同等と認められる者が所有又は管理していないこと。
- ⑧ 交付対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が補助金の交付決定後速やかに補助対象工事等に着手し、及び本補助金の交付後3年以上継続して交付対象物件を使用することを約していること。

スケジュール

平成29年

6月 ~7月	募集	応募要項・応募用紙をウェブサイトにて掲載 6月1日(木)~7月31日(月)
	応募相談*	7月3日(月)~7月19日(水) 平日9:00~17:00
	応募受付	7月20日(木)~7月31日(月) 必着

8月	一次審査 (書類審査)	8月上旬
----	----------------	------

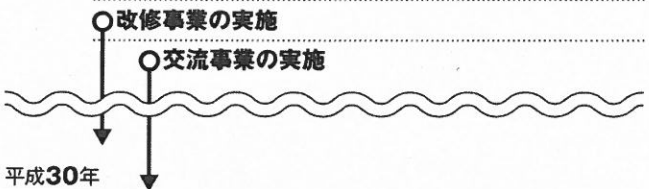
審査結果通知 8月上旬 一次審査結果通知

9月	二次審査 (プレゼンテーション)	9月上旬
----	---------------------	------

受賞者発表 9月中旬

補助金交付申請手続

10月	補助金交付決定通知受取	*通知書を受取後、事業に着手できます。
-----	-------------	---------------------



3月	補助対象事業完了	3月17日(土)までに事業を完了する必要があります。
----	----------	----------------------------

完了報告
補助金額確定通知書受取
補助金交付請求
補助金の交付

*応募要領の内容や応募書類の書き方についての相談をお受けします。
(電話、FAX、Eメール)

応募書類

「応募申請書類」、「企画提案書類」、「添付書類」を作成し提出してください。
なお様式は山口市移住情報ホームページ「すむ住む山口」からダウンロードして
ご使用ください。

山口市移住ホームページ
「すむ住む山口」

すむ住む山口

<http://www.sumusumuyamaguchi.jp/>

【お問い合わせ】 山口市定住促進課 担当:杉本・大谷

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市役所3階

TEL:083-934-4646 FAX:083-934-2702 E-mail:teiju@city.yamaguchi.lg.jp

